5　法第四十一条の二の二第六項に規定する財務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　法第四十一条の二の二第四項の規定により同項に規定する電磁的方法により同項の申告書に記載すべき事項の提供をしようとする適用個人が記載情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行つた個人を確認するために用いられる事項が当該個人に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。）を当該記載情報と併せて同項の給与等の支払者に送信すること。

二　法第四十一条の二の二第四項の規定により同項に規定する電磁的方法により同項の申告書に記載すべき事項の提供をしようとする適用個人が、同項の給与等の支払者から通知を受けた識別符号（当該適用個人を他の者と区別して識別するための符号をいう。）及び暗証符号を用いて、当該給与等の支払者に記載情報を送信すること。

第十八条の二十三に次の一項を加える。

8　居住年分（法第四十一条の二の二第九項に規定する居住年分をいう。）又は当該居住年分の翌年以後八年内のいずれかの年分の所得税につき法第四十一条第一項の規定の適用を受けた個人は、同項の給与等の支払者に対し、施行令第二十六条の三第八項の証明書又は第一項第七号の計算の基礎となつた住宅借入金等の金額に係る同条第一項に規定する書類に記載されるべき事項を提供するときは、当該証明書又は書類に記載されるべき事項が記録された電子証明書等を法第四十一条の二の二第一項に規定する申告書に記載すべき事項と併せて提供しなければならない。

第十八条の二十三の二第三項中「、農林漁業団体職員共済組合」を削り、同条第六項中「、地方公務員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合」を「及び地方公務員共済組合」に改め、同条第十一項中「書類の」を「書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面の」に改め、同条第十六項中「同条第五項」を「同条第七項中「施行令第二十六条の三第五項の住宅借入金等」とあるのは「第十八条の二十三の二第十一項に規定する増改築等住宅借入金等、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金等」と、「同項の」とあるのは「施行令第二十六条の三第五項の」と、同条第八項」に改め、同条第十九項中「「同条第一項」とあるのは「施行令第二十六条の三第一項」と」を削り、「とする」を「と、同条第八項中「八年」とあるのは「三年」と、「住宅借入金等」とあるのは「次条第十一項に規定する増改築等住宅借入金等、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金等」と、「同条第一項」とあるのは「施行令第二十六条第一項」とする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の二十三の三　法第四十一条の三の四第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第四十一条の三の四第一項に規定する給与等の支払者の氏名又は名称

二　法第四十一条の三の四第一項に規定する申告書を提出する居住者（第四号において「申告者」という。）の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所。同号において同じ。）

三　法第四十一条の三の四第一項の規定の適用を受けようとする旨

四　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　申告者が特別障害者（法第四十一条の三の三第四項第二号に規定する特別障害者をいう。ハにおいて同じ。）に該当するものとして法第四十一条の三の四第一項の規定の適用を受けようとする場合　その旨及びその該当する事実

ロ　申告者が年齢二十三歳未満の扶養親族（法第四十一条の三の三第四項第三号に規定する扶養親族をいう。ハにおいて同じ。）を有するものとして法第四十一条の三の四第一項の規定の適用を受けようとする場合　当該扶養親族の氏名、生年月日、住所、個人番号及び当該申告者との続柄（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、住所及び当該申告者との続柄）並びにその所得税法第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額（ハにおいて「合計所得金額」という。）又はその見積額

ハ　申告者が特別障害者である同一生計配偶者（法第四十一条の三の三第四項第四号に規定する同一生計配偶者をいう。）又は扶養親族を有するものとして法第四十一条の三の四第一項の規定の適用を受けようとする場合　当該同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、生年月日、住所、個人番号及び当該申告者との続柄（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、住所及び当該申告者との続柄）並びにその合計所得金額又はその見積額並びに当該同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する旨及びその該当する事実

五　その他参考となるべき事項

2　法第四十一条の三の四第一項の規定による申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に、当該給与等の支払者（個人を除く。）の法人番号を付記するものとする。

3　法第四十一条の三の四第四項に規定する財務省令で定める方法は、所得税法施行規則第七十六条の二第一項に規定する方法とする。

4　所得税法施行規則第七十六条の二第二項及び第三項の規定は、法第四十一条の三の四第六項に規定する財務省令で定める措置について準用する。この場合において、所得税法施行規則第七十六条の二第二項各号中「法第百九十八条第二項」とあるのは、「租税特別措置法第四十一条の三の四第四項（年末調整に係る所得金額調整控除）」と読み替えるものとする。

5　所得税法施行規則第七十六条の二第六項から第十項まで及び第七十六条の三の規定は、法第四十一条の三の四第七項に規定する給与等の支払者が同項の規定により帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、同令第七十六条の二第六項第一号中「法第百九十八条第六項各号に掲げる申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の四第一項（年末調整に係る所得金額調整控除申告書」という。）又は法第百九十八条第六項各号に掲げる申告書」と、「同項に規定する源泉控除対象配偶者等」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の四第七項に規定する扶養親族等」と、同条第七項中「法第百九十八条第六項」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の四第七項」と、「同項に規定する扶養控除等申告書（次項において「扶養控除等申告書」という。）」とあるのは「所得金額調整控除申告書」と、同条第八項中「法第百九十八条第六項」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の四第七項」と、「扶養控除等申告書」とあるのは「所得金額調整控除申告書」と、同令第七十六条の三中「法第百九十四条から第百九十六条まで（給与所得者の源泉徴収に関する申告書）」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の四第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）」と、「これらの規定による申告書（法第百九十八条第二項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。以下この条において「申告書等」という。）とあるのは「同項に規定する申告書等（以下この条において「申告書」と、「これらの規定」とあるのは「、同項」と、「当該申告書等」とあるのは「当該申告書」と、同項ただし書中「これらの規定に規定する提出期限の属する年（法第百九十五条第一項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の規定による申告書（法第百九十八条第二項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）にあつては、当該申告書を法第百九十五条第一項に規定する従たる給与等の支払者が受理した日（法第百九十八条第二項の規定の適用がある場合には、当該申告書に記載すべき事項を当該従たる給与等の支払者が提供を受けた日）の属する年）」とあるのは「同条第二項に規定する提出期限の属する年」と読み替えるものとする。

6　法第四十一条の三の四第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第七十六条の二及び第九十三条の規定の適用については、同令第七十六条の二第六項第一号中「法第百九十八条第六項各号に掲げる申告書」とあるのは「法第百九十八条第六項各号に掲げる申告書又は租税特別措置法第四十一条の三の四第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）に規定する申告書」と、「同項」とあるのは「法第百九十八条第六項」と、同令第九十三条第一項第三号中「給与所得控除後の給与等の金額」とあるのは「給与所得控除後の給与等の金額から租税特別措置法第四十一条の三の四第一項（年末調整に係る所得金額調整控除）の規定による控除をした残額」とする。